

「あいあい園」の今後の運営方法、移転先の方針について(案)

令和5年2月政策決定会議資料

1. 方針案の概要

- (1) 現在、市立病院のリハビリテーション棟1階で、障害のある子どもや発達上何らかの支援が必要な子どもの早期療育を総合的に担う部門として、多くの民間障害児通所支援事業所や保育教育施設との協働・連携を図り、地域における子どもたちへの支援を行うため、「あいあい園」を運営している。
- (2) 箕面市立病院の指定管理者制度の導入を見据え、現在、市立病院リハビリテーション棟1階で運営している、児童発達支援事業所「あいあい園」を、令和7年4月に旧教育センター施設へ移転する。
- (3) 移転にあたっては、第二期箕面市障害児福祉計画に記載の方針に添って、これまでと同様の機能に加え、現在、市立病院と連携して実施している障害児のリハビリテーション機能を含む診療機能を担う新たな診療所を併設し、機能強化したうえで、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童福祉施設「児童発達支援センター」として開設する。

2. 児童発達支援事業所「あいあい園」の経過と現在の業務について

- (1) 児童発達支援事業所「あいあい園」のこれまでの経過(資料1)
- (2) 障害のある児童、発達支援を要する児童の支援の流れと分室の業務(資料2)
- (3) 分室の業務内容、実施根拠、対象児童、スタッフ(資料3)
- (4) 障害児リハと、あいあい園、その他の教育・保育・福祉施設との関係(資料4)
 - ① 障害児のリハビリテーションについて、あいあい園には医療機能がないため、市立病院と連携して実施している。
 - ② 福祉として実施している訓練相談等から医療としての障害児のリハビリテーションにつないでいる。福祉と医療の密な連携が必要な分野であり、療法士は福祉業務と医療業務を兼ねている。

3. 「あいあい園」の将来像

(1) あいあい園の将来像

第二期箕面市障害児福祉計画(令和3年度～5年度)において、児童発達支援センターの設置の方針について記載している。

【第2期箕面市障害児福祉計画より一部抜粋】

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和5年度(2023 年度)末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することを基本としています。現在、本市には児童発達支援センターはありませんが、福祉型児童発達支援センターと同等の機能を備えている児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営しています。

今後、現在の体制を維持しながら、本市が予定している市立病院の建て替えの状況もふまえ、児童発達支援センターの設置をはじめ支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

(2) 児童発達支援センターとは

- ①平成24年児童福祉法改正により障害区分ごとに分かれていた通園施設を一元化し創設された児童福祉施設。
- ②令和6年4月施行の改正児童福祉法で、地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所への助言・援助、地域のインクルージョン推進機能、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能を持つとされている。

(3) 児童発達支援センター設置の必要性

平成24 年児童福祉法改正により創設された障害児通所支援サービスを実施する民間障害児通所支援事業所が増加し、市内に43か所設置されている。これらの事業所と連携し、地域の障害児支援の質の向上をめざす中核施設としての位置付けが必要な状況となっている。

4. あいあい園の移転先について

(1) 市立病院の移転先へ移転する場合

市立病院に指定管理者制度が導入される予定の令和7年4月から、令和9年度に移転するまでの間、現在のあいあい園内に障害児のリハビリテーションを実施する診療所を併設するための改修費用に加え、移転先での整備費用も必要となり、コストが二重にかかる。

(2) 市立病院の移転予定地の空地に移転する場合

指定管理者制度導入予定の令和7年4月に竣工することは、難しい。

(3) 旧教育センター跡施設へ移転する場合

市立病院に指定管理者制度が導入される予定の令和7年4月には移転が可能であり、障害児のリハビリテーションの整備費用についても、同施設の改修経費のみの負担で可能であり、(1)に比べコスト面で優れている。

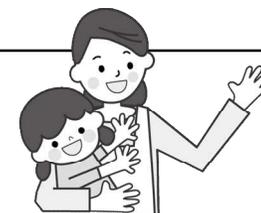
5. あいあい園の運営方法、移転先について

- (1) 運営方法 診療所併設の児童発達支援センターとして設置し、直営で継続
- (2) 移転先 旧教育センター跡施設1階、2階の一部
- (3) 移転時期 令和7年4月

6. 今後のスケジュール(予定)

時期	内容
令和5年4月～12月	基本設計・実施設計
令和5年12月	議会へ提案(設置条例、改修工事経費)
令和6年4月～令和7年2月	工事
令和7年4月	開設

児童発達支援事業所「あいあい園」の経過



- ◆ 昭和47年 市立幼稚園で支援教育開始
- ◆ 昭和49年 市立桜ヶ丘保育所で3歳以上の主に知的障害のある児童の支援保育開始
身体障害のある児童等は、他市の療育施設に通園。
- ◆ 昭和58年 障害者福祉センターささゆり園開設時、無認可の簡易心身障害児通園事業として開始。
同時に機能訓練事業を開始。
- ◆ 平成8年度 ライフプラザ開設により、ささゆり園からリハビリテーションセンターへ移転。
箕面市総合保健福祉センター分室において、事業継続（当時：健康福祉部）。
機能訓練事業は、箕面市立病院リハビリテーション部外来部門に位置付けられ、療法士は、
健康福祉部と病院を兼務。
- ◆ 平成15年度 支援費制度への移行（措置から契約へ）
- ◆ 平成17年度 子ども施策の一元化のため、健康福祉部から教育委員会へ移管
- ◆ 平成18年度 障害者自立支援法の施行による児童デイサービス事業へ変更
- ◆ 平成24年度 児童福祉法改正に伴い、児童福祉法に基づく「箕面市児童発達支援事業所」へ変更。
利用ニーズ増に伴い、市内民間事業所が増加し、令和4年度9月現在で41箇所。
- ◆ 令和3年度 国は、令和5年度末までに、地域の重層的な相談体制整備のため、児童発達支援センターを
各市町村ごとに1箇所以上設置することを求めている。
- ◆ 令和4年度 市内に民間事業所が多数開設されている状況下で、地域の療育の質の維持のため、あいあい園を
地域の中核的な療育施設として、一部機能を追加し公立の児童発達支援センターとして機能強化
を図る必要がある。併せて、市立病院の移転及び指定管理の方向性により、今後のあいあい園の
運営方針及び移転先について検討が必要。



障害のある児童、発達支援を要する児童の支援の流れと分室の業務

0歳

府保健所、医療機関等

市母子保健事業（乳幼児健診→二次健診等）

分室の業務

2 親子教室

1 発達相談（障害のある児童、発達支援が必要な児童の総合窓口）

4 障害児通所支援（給付）申請、支給決定（民間事業所連絡会）

【3 早期療育事業推進会議】

▼児童発達支援（給付）

支援保育（保育園）

支援教育（幼稚園）

▼放課後等デイ（給付）

教育
・地域の学校
・特別支援学校

1 発達相談・巡回相談

難聴児教室

5 市児童発達支援事業所の運営
「あいあい園」

6-② 巡回相談・訪問

6-① 訓練相談・経過フォロー

7 箕面市立病院外来リハ（医療）

障害者総合支援法に基づくサービス・医療（訪問看護・訪問リハ）等

就学

15歳

18歳

進学・就労・自立等

分室の業務内容、実施根拠、スタッフ

事業名	内容	実施根拠	スタッフ
1 発達相談	○早期療育に関わる総合相談 ○就学前児童の発達相談 ○就学前施設巡回、コンサル 等	児童福祉法	心理相談員
2 親子教室	○乳幼児健診を経て、発達上経過観察が必要な親子が参加できる教室	児童福祉法	保育士、心理相談員、保健師
3 早期療育事業推進会議	○関係機関の連携体制整備 ○対象児童の適切な療育の場の検討	児童福祉法 市設置要綱	分室長、心理相談員
4 障害児通所支援支給決定	○障害児通所支援等のサービスにかかる申請受付、支給決定等 ○民間事業所支援	児童福祉法 市規則	分室長 事務職員
5 市児童発達支援事業所「あいあい園」の運営	○就学前に、児童発達支援を親子通園で提供 ○児童と保護者に対して、保育士、療法士、看護師等が療育を提供 ○民間事業所、就学前施設との連携	児童福祉法	保育士、事務職員 看護師、嘱託医 PT、OT、ST
6 ①訓練相談、経過フォロー ②巡回相談、訪問	① 関係機関からの紹介により相談を実施し、方針決定（外来リハ、経過フォロー、終了） ② 所属先からの相談により巡回、対象児童の所属先への訪問	①～② 児童福祉法	PT、OT、ST （あいあい園兼務）
7 外来リハ 病院で実施	病院医師の指示により障害のある子どものリハビリテーションを提供	医療法等	PT、OT、ST （あいあい園兼務）

